

延藤文庫基金 組織規約

制定 2021年12月1日

(名称)

第1条 この組織は延藤文庫基金（以下「本組織」という）と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、まちの縁側育くみ隊事務所内に置く。

(目的)

第3条 本組織は、故・延藤安弘氏が残した生涯の活動のアーカイブ、膨大な研究資料・書籍・スライドフィルム、そして3千冊以上にも及ぶ絵本を保全活用し、延藤氏の足跡と氏が提唱してきた創造的まちづくり・まち育ての世界を後世に伝えることを目的とする。

(活動・事業の種類)

第4条 本組織は、前条の目的を達成するため、次に掲げる活動（事業）を行う。

- (1) 「延藤安弘ライブラリー・絵本カフェ」構想実現に関すること。
- (2) 「書籍・資料の文庫化」に関すること。
- (3) 「最終講義録を基礎とした本の編集」に関すること
- (4) 前各号に掲げるもののほか、前条の目的の達成のために本プロジェクトが必要と認める事項。

(入会)

第5条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、まちの縁側育くみ隊の入会申込書により、賛助会員として申し込み、会費の寄付先として「延藤文庫基金」を指定した上で、まちの縁側育くみ隊代表理事に申し込むものとする。

(退会)

第6条 会員は、退会届をまちの縁側育くみ隊代表理事に提出し、任意に退会することができる。

2 会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

- (1) 本人が死亡したとき。
- (2) 会費を2年以上納入しないとき。

(役員)

第7条 本組織に、次の役員を置く。

- (1) 代表 1人
- (2) 副代表 1人
- (3) 事務局長 1人
- (4) 運営委員 数名
- (5) 監事 1人

2 会長、副会長及び運営委員は、規約成立をもって役員に着任するものとする。

3 監事は、運営委員の互選により選出する。ただし、代表及び監事は兼任することができない。

3 役員の任期は2年以内とし、再任を妨げない。ただし、欠員により新たに役員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

4 代表は、運営委員会に諮り適宜、運営委員を補充することができる。

(役員の仕事)

第8条 代表は、本組織の会務を総理し、本組織を代表する。

2 副代表は、代表を補佐し、代表に事故があるとき、又は代表が欠けたときは、その職務を代理する。

3 副代表及び運営委員は、次条に規定する運営委員会の構成員として次条第3項の事項を審議する。

4 監事は、本組織の会計を監査し、その結果を本組織に報告する。

(運営委員会)

第9条 本組織に運営委員会を置き、運営委員会に代表、副代表、運営委員をもって構成する。

3 運営委員会は、代表が必要に応じて招集し、代表が議長を務める。

4 運営委員会は、運営委員会の運営及び本組織の庶務を担うほか、各プロジェクト推進の支援等を担う。

5 運営委員会は次の事項を審議し、決議する。

- (1) 規約の制定又は変更
- (2) 第4条各号に掲げる所掌事務の活動計画及び活動報告
- (3) 予算及び決算
- (4) その他本組織の運営にかかる重要事項

6 運営委員会は、活動内容について、会員に報告する機会を年に1回以上実施する義務があるほか、会員の求めに応じてこれらを情報提供する義務がある。

(会費)

第11条 会費は、まちの縁側育くみ隊の賛助会費の納入をもってこれにあてる。

2 本組織が開く会合の一部において参加者に対して会費を徴収することがある。

(会計年度)

第12条 会計年度は、毎年5月1日より翌年4月末日までとする。

(会計口座管理)

第11条 本組織の会計口座は、まちの縁側育くみ隊の管理口座とする。

2 まちの縁側育くみ隊に出納責任者および経理責任者を置く。

(雑則)

第12条 この規約に定めるもののほか、本組織の運営に関し必要な事項は、会長が運営委員会に諮って定める。

附則

(施行期日)

第1条 この規則は、2021年12月1日から施行する。

(設立年度における会計期間等)

第2条 設立年度における会計期間は、設立の日から2022年4月末日までとする。